



通商産業省

8 取 信 第 1 号

平成8年1月23日

北海道通商産業局商工部消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長



前払式割賦販売業及び前払式特定取引業のソフトランディング対応について

割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者が、商法、有限会社法及び割賦販売法に基づく最低資本金達成が困難となり又は経営不振等により、許可事業の経営権譲渡、営業廃止等を行う場合（以下「ソフトランディング」という。）の基本的な対応、手続き等については、今後、下記のとおりとする。

また、下記A. からC. を基本対応とし、こうした基本対応が不可の場合はD. からF. による方法で対応するものとする。

なお、下記E. (2) による対応を行う場合は、廃止届の提出を平成8年3月31日以降とすること。

記

A. 経営権譲渡による方法

資本参加、役員交替等により経営権を譲渡し、最低資本金を達成

- ・事業は従前どおり継続、また許可番号も従前どおり

B. 会員移籍による方法

最低資本金を達成できる許可事業者への営業譲渡（全部又は一部）、合併等により会員

を移籍

- ・ 営業廃止届受理（一部営業譲渡を除く）後還付公示するが代位供託（供託委託契約を締結している場合、以下同じ）は行わず
- ・ 許可番号は消滅

C. 前受金残高ゼロ確認による方法

昭和48年6月21日付け48企局第523号通達（前受金ゼロ確認）による廃業

- ・ 営業廃止届受理後還付公示するが代位供託は行わず
- ・ 許可番号は消滅

D. 現金供託による方法

前受金残高相当額を法務局に現金供託し、廃業 又は 前受金の保全額相当額を法務局に現金供託し、その後、前受金残高を供託金額以下になるまで縮減し、廃業（ただし、供託金の取り戻しはせず、前受金残高相当額以上の現金供託の状態とする。）

なお、会員に迷惑をかけない旨（万全の解約対応等の内容）の念書の提出

- ・ 営業廃止届受理後還付公示する
- ・ 許可番号は消滅
- ・ ただし、期間内に債権申し出があった場合は、念書に基づき個別に解約対応（前受金残高相当額の供託金以外に契約約款に基づき返金するための資金を別途必要とする。）すること

個別対応が不可なら法に基づく（配当）還付

E. 前受金残高が1,000万円未満の許可事業者の場合の特例による方法

(1) 前払式取引業の事業継続の意思が無い場合（全部廃業）

会員に迷惑をかけない旨（万全の解約対応等の内容）の念書の提出 なお、友の会の場合は親会社の同様念書提出

- ・ 営業廃止届受理後代位供託を指示し還付公示する
- ・ 許可番号は消滅
- ・ ただし、期間内に債権申し出があった場合は、可能な限り念書に基づき個別に解約対応すること 個別対応が不可なら法に基づく（配当）還付

なお、念書の提出ができない場合は、法に基づく（配当）還付を前提とし、営業廃止届を受理

(2) 前払式取引業の事業継続の意思がある場合

年間最低取引額が将来とも1,000万円以上とされない旨の念書及び会員に迷惑をかけない旨（施行、取り次ぎ、解約対応等の内容）の念書の提出 なお、友の会の場合は親会社の同様な念書提出

- ・営業廃止届受理後代位供託を指示し還付公示する
- ・許可番号は消滅
- ・ただし、期間内に債権申し出があった場合は念書に基づき個別に解約対応すること
個別対応が不可なら法に基づく（配当）還付

なお、念書の提出ができない場合は、営業廃止届を不受理 許可事業者として指導

F. 前受金残高が1,000万円以上の許可事業者の場合のその他による方法

(1) 前受金残高を1,000万円未満になるまで縮減した場合

E. により対応

(2) 最低資本金の達成が困難であり、かつ前受金残高を1,000万円未満に縮減できない場合

基本的にはA. ～C. により対応し、やむを得ない場合はD. により対応

以上の対応が不可の場合は許可取消し還付